

事業活動

JAS 法等の改正に関する現況について ----- 商品開発研究会 --- 2
コストアップ要因の多い中で、どう克服するか ----- 商品開発研究会 --- 7

業務日誌より

イラクにおける自衛隊の人道復興支援活動について ----- 近畿支部 --- 10
アスベスト問題の対応について ----- アスベスト問題連絡協議会 --- 10
原油価格の高騰について ----- 企業・団体連絡協議会 --- 20
大規模小売業告示の説明会 ----- 公正取引問題対応 W・G --- 21

マーチャндаイジング情報

外食における原産地表示に関するガイドラインについて --- 農林水産省総合食料局 --- 21

回								
覧								

JAS 法等の改正に関する現況について

—商品開発研究会—

平成 17 年度の事業計画にそって、現在最もふさわしい研修会のテーマは何かを、座長の島垣研二氏（(株)サンヨー堂）と(社)日本缶詰協会とで検討し、今回は今年の 6 月に改正され来年 3 月に施行される JAS 法を中心に（社）日本缶詰協会技術部部長土橋芳和氏に講師をお願いして研修会を開催する事とした。当初は 7 月 26 日（火）を予定していたが、当日は台風の首都圏上陸の予報もあり急遽 8 月 5 日（金）に延期して、当協会の会議室にて行った。

食生活の多様化の中で JAS マークの意味がわかりにくくなっている現状での改正であり、会員の関心も高く質疑応答も多く有意義な研修会となった。以下に当日の資料を掲載する。

JAS 法等の改正に関する現況

社団法人日本缶詰協会
技術部 土橋芳和

はじめに

JAS 法は昭和 25 年 JAS 規格が、昭和 45 年には品質表示基準が制定され、日本の食品の品質向上並びに安定化に寄与してきた。しかしながら近年食生活の変化等による製品の多様化の中で、JAS 規格の役割・コンセプトが不明確になり、消費者にとって JAS マークの意味が分かりにくくなっている。

そこで農林水産省は平成 15 年 10 月に「JAS 制度のあり方検討会」を発足、9 回の会議を経て平成 16 年 10 月に最終報告を行った。検討会では主に“JAS 規格のあり方”“JAS 規格の認証のあり方”“品質表示基準のあり方”について検討し、そのうち前 2 者を実現化すべく法改正を行った。

以下にあり方検討会最終報告の概要から JAS 規格の今後について解説する。

I JAS 制度のあり方検討会報告の概要

1. JAS 規格のあり方

(1) JAS 規格のコンセプトの明確化

現行の JAS 規格が商品の特性ごとにその品質指標を定めており、製品品質の平準化を規定しているもの、特定の基準に従い等級化しているもの、業務用取引のためのもの、など様々であり、JAS 規格全体での統一性に欠け、その結果 JAS マークが示すものが不明確になっている。

そこで規格を以下の 2 つに大別し格付けすることとした。

*特色規格：製品の品質（品位、成分、性能等）、生産・流通プロセス（原材料、製法等）、公表される情報の種類の特色について標準品と比較して相当程度明確化した規格

＊標準規格：生産、取引または使用の合理化を図るため、標準となる定義・品質（品位、成分、性能等）を示した規格（加工用原料で一定の品質が要求されるもの、及び最終製品で消費者保護の観点から名称や品質の標準が特に必要なもの）

(2) 新たな社会ニーズに対応した JAS 規格

従来の枠組みを超えて新たに消費者の要望等を考慮して制定が検討されたもので、実現に向けては今後の検討課題としている。

＊表示とリンクした JAS 規格

製品の品質を問わず、表示についての基準のみを制定しその真正性を第三者が認証を行う JAS 規格

＊流通の方法に関する JAS 規格

従来の「生産方法の基準」に加え、流通方法や流通履歴が公表されるものについてその正当性を認証する JAS 規格

(3) JAS マークのあり方

現在 JAS マークは、①目立たない場所に付されていることが多く認知度が低い、②ロゴマークのみの表示で保証されている内容が分かりにくい、などの理由からアピール力が弱く商品の優位性を強調できない。

そこで JAS 規格の普及啓蒙はもとより、マークのデザイン、大きさ等視覚的に消費者にアピールできる方策を考えるとともに、「特色規格」については強調表示に推奨などにより特性を明らかにすべきとの方針が打ち出されている。これについては現在検討中である。

2. JAS 規格の認証のあり方

(1) 登録認定機関と行政との関係

認定工場は、法令上は農林水産大臣が認定することから、登録認定機関は現在行政の代行として実施しており、登録の詳細は告示・通知等で定められている。この手法では行政の裁量の余地があり、透明性に欠けるとの観点から、改正後は登録基準を法律で明記するとともに大臣の代行ではない「民間機関」として認定する。また、認定業務規定及び認定手数料等登録基準以外の部分については「届出制」とする。また届出制の導入で事前チェックが緩和されることに伴い、事後チェック体制を整備し制度の信頼性を確保する。

(2) 第 I 種格付制度の廃止

製品の格付は、登録格付機関が試料の抽出から検査、判定、格付までをすべて行う方法（第 I 種方式）と、認定工場が自ら格付を行う方法がある。このうち第 I 種方式では認定を受けない一般事業者も製品サンプルのみの検査で格付を受けることができるうえ、問題が発生した場合の責任の所在が曖昧になるという欠点がある。

そこで本改正で第 I 種格付制度を廃止し、認定工場だけが JAS 格付を受けられる制度に原則として一本化することにより、問題発生時に事業者の責任を問うる仕組みにする。

3. 品質表示基準のあり方

(1) 名称規制のあり方と個別品目の品質表示基準の統合

製品の名称（品名）については、加工食品品質表示基準では「その内容を表す一般的な名称」となっているが、個別品目の品質表示基準では厳密な定義を定めそれに合致する製品に

限って当該品目の名称が認められている。このような名称規制は定義に合致しないまがい物を排除する役割を持つ反面、特定の品目のみに規制をかけることになり、公平性を欠く現状を生み出している。また、消費者も商品選択に際し名称より商品名や説明表示等を重要視しており、その点からも必要以上に厳しい制度となっている。

このような観点から今後は、個別品目の名称については消費者に重大な誤認が生じる場合を除き原則として廃止を検討することとなった。

また名称以外の項目については分かりやすい表示ルールを実現する観点から、その必要性について個別に精査し、整理統合も視野に入れながら検討を行う。

(2) 表示規制の対象の拡大

現行の品質表示基準は原則として製品への表示のみを規制しており、その他の「広告一般」については規制の対象外としている。しかしながら消費者基本法で定められた「表示の適正化」には「広告」が含まれていることや、最近の消費者動向としてインターネットやカタログといった広告媒体のみで商品を選択する販売形態が広がりを見せている現状をふまえ、今後はこれらの媒介についても品質表示基準の対象として規制する方向で検討していくこととなった。

(3) 表示の適正化の実効性の確保

原産地偽装等の不正表示事件の続発をふまえ、表示違反に対する監視指導等を強化するとともに、表示を行う際の内容の根拠となる書類等を事業者が保持し、求めに応じて開示することを義務づけることについても検討する。

なお、農林水産省ではこれらの答申を受け平成 17 年 6 月 22 日付けで JAS 法を改正した。

本改正は

- ① 従来品質基準に加え、特色のある流通方法により価値が高まると認められるものを対象とした基準の制定。
- ② 第 1 種格付を行うための登録格付機関の廃止
- ③ JAS マークを付けることができる事業者を従来の製造業者に加え、輸入業者と販売業者が新たに追加
- ④ 登録認定機関の登録制度を従来の農林水産大臣の代行機関から民間の第 3 者機関として位置づけ

等が盛り込まれた。これらは必要な政省令を整備した後、18 年 3 月 1 日より施行されることとなる。



JAS 法等の改正について解説する土橋芳和講師

II 本会関係品目の JAS 規格及び品質表示基準の現状

JAS 規格及び品質表示基準は平成 12 年の JAS 法改正に伴い 5 年ごとの見直しが義務づけられた。この作業が平成 12 年度より行われており、昨年をもって第 1 回目が終了した。本年度から第 2 回目の見直し作業にはいるが本会関係品目の現在までの改正及び廃止の状況は下記の通りとなる。

日本農林規格（JAS 規格）

改正された規格

水産物缶詰及び水産物瓶詰（平成 15 年 2 月 13 日改正）

適用品目の絞り込み（格付実績のない品目は廃止）、食品添加物以外の使用原材料のポジティブリスト制の廃止、使用できる食品添加物の削減、最低充填量の規制（一括定率方式）の廃止 等

農産物缶詰及び農産物瓶詰（平成 14 年 7 月 24 日制定、17 年 3 月 1 日改正）

従来の「果実缶びん詰」、「野菜缶びん詰」、「種類別以外の農産物缶詰」、「農産物瓶詰」の 4 規格を統合。すべての品目に使用原材料のポジティブリスト制を採用 等（以上 14 年制定時）

フルーツみつ豆缶びん詰の規格を追加（17 年改正時）

畜産物缶詰及び畜産物瓶詰（平成 16 年 4 月 6 日改正）

適用品目の絞り込み（格付実績のない品目の廃止）、ニューコンビーフの適用除外、使用できる食品添加物の削減、最低充填量の規制（一括定率方式）の廃止 等

ジャム類（平成 16 年 3 月 15 日改正）

一部の果実に対する果実含有率の低減措置の廃止、使用できる食品添加物の削減、ゼリー（ジャム類で果汁を原料とするもの）の規格が廃止 等

廃止された規格

レトルトパウチ食品（平成 16 年 7 月 14 日告示、同年 11 月 14 日廃止）

鯨野菜煮缶詰（平成 17 年 5 月 13 日告示、同年 6 月 12 日廃止）

まぐろ野菜煮缶詰（ 〃 〃 ）

水産物野菜煮缶詰（ 〃 〃 ）

特種缶詰（ 〃 〃 ）

調理食品缶詰及び調理食品瓶詰

（平成 17 年 5 月 13 日告示、平成 18 年 5 月 13 日廃止）

品質表示基準

農産物缶詰及び農産物瓶詰（平成 14 年 7 月 24 日制定、17 年 3 月 1 日改正）

日本農林規格の統合に伴い、「果実缶びん詰」、「野菜缶びん詰」、品質表示基準の統合と「種類別以外の農産物缶詰」、「農産物瓶詰」適用品目の対象品目として追加。（14 年制定時）

混合農産物（きんぴらごぼう、赤飯等）の製品名称に一般的名称が使用可能、充填液名称に一般的名称の使用が可能、“ドライパック”の表示が任意に、フルーツみつ豆の名称が

新設等（17年改正時）

畜産物缶詰及び畜産物瓶詰（平成16年4月6日改正）

ニューコンビーフの名称が使用禁止

*ニューコンビーフについては平成18年5月5日までは経過期間としてその名称が使用できる。また、現在ニューコンビーフに変わる新たな名称について農林水産省と協議しており、経過期間終了までに新しい名称が設定される可能性がある。

調理食品缶詰及び調理食品瓶詰（改正なし）

変更個所なし

レトルトパウチ食品（平成17年7月14日改正）

そのまま喫食する製品について「内容量（〇人前）」と「調理方法」の表示が任意に、使用量が少ない原材料の強調表示が可能に（配合割合を表示するものに限る）、殺菌方法の表示が削除（ただし食品衛生法には表示規制があるため製品への表示は継続）等

ジャム類（平成16年3月15日改正）

主要個所で変更部分はなし

上記に該当しない品目（水産物缶瓶詰、特種缶詰等）は加工食品品質表示基準の適用を受ける。

III 原料原産地表示

平成16年9月に加工食品品質表示基準が改正され、一部の加工食品に原料原産地の表示が義務づけられた。これは原料の原産地によって商品が差別化されるものがあり、これらの商品には原料原産地の表示が必要であるという消費者の要望を受け入れたものである。

今回の改正では生鮮食品に近い20食品群が義務対象となり、対象製品で使用されている原材料のうち単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である原材料についてその原産地を表示することになる。

缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品はこの基準に該当しないが、透明パウチに詰められた製品は該当することになる。また、任意に表示する場合は下記のどちらかの方法で表示する。

- ① 表示対象品目と同様に一括表示欄に“原料原産地”の項を設けて表示する原材料のすべての原産地を多いもの順に表示する。
- ② 特色のある原材料として表示したい原産地のみを表示する。この場合複数の原産地のものについて特定の原産地のみを表す場合はその割合を表示する(10%である場合を除く)。

原産地の表示方法については上記①の方法で記載するか、原材料名に次にカッコ書きで記載しても良いし、記載場所を明記すれば一括表示欄外に記載することも可能である。また原産国が複数ある場合はそのすべてを



「JAS法等の改正に関する研修会」会場

記載するが、3個所以上ある場合は上位2個所を記載しその他の原産地を「その他」と記載することもできる。

記載する原産地は輸入品にあつては“原産国名”、国産品にあつては“国産である旨”を原則とするが、国産品は都道府県、一般に知られている地域、水域（水産物のみ）等に代えることができる。ただし輸入水産物は水域に代えることはできず、水域を表示する場合は原産国名に併記することになる。

このほか、あわせてすべての加工食品に対して表示された産地名が加工地であるか原料原産地であるか不明確な表示も禁止されているので注意が必要である。

コストアップ要因の多い中で、どう克服するか

—商品開発研究会—

9月28日（水）15時30分より日本蜜柑缶詰工業会の幹部6名をお招きし、日食協会議室にて缶詰オーナー会委員との情報交換を行った。

冒頭、当方を代表し商品開発研究会 座長 島垣研二氏（(株)サンヨー堂）が挨拶し、これを受けて先方は、日本蜜柑缶詰工業組合 理事長 上野幸雄氏（日興食品(株)）からご挨拶と動向についてお話をいただいた。

その後、同事務局長 川手浩司氏より、詳細なデータ資料を基に製造関係、原料関係の説明があった。内容を要約すると、①昨年はみかんの裏年で市場性が強く加工品向けの原料確保が厳しかった ②みかん原料の加工適正が悪く製造歩留まりが悪かった ③製造新年度が10月から開始されるが、製缶価格の値上がり、原油の値上がりによる重油や配送コストの上昇があり安い価格での仕上がりが難しい。また、中国産の状況について、会員商社からの情報として今期の中国産はWTO加盟による制度の変更や台風の影響から価格と量の両面で変化が予想される等の報告があった。

海外産との競合が厳しい国産としては、高品質を維持して、販売していくとの方向性をお互いに確認する事で閉会した。

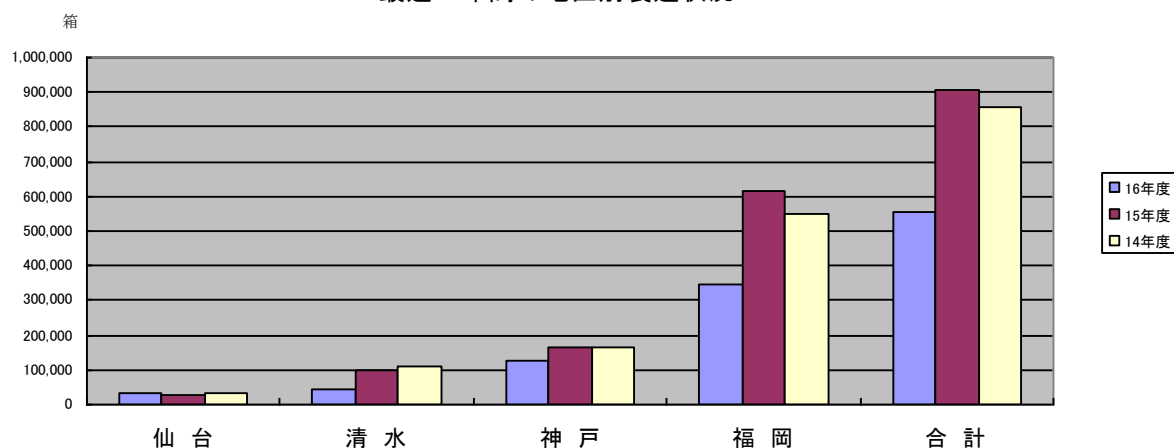


缶詰ブランドオーナー会委員との情報交換会
挨拶される日本蜜柑缶詰工業組合理事長 上野幸雄氏

1. 地区別製造状況（5/48換算）

年 度	仙 台	清 水	神 戸	福 岡	合 計
	箱	箱	箱	箱	箱
平成 16	35,087	45,550	127,001	347,636	555,274
15	29,188	97,661	165,451	614,589	906,889
14	34,804	107,716	164,654	551,370	858,544
年度対比					
	%	%	%	%	%
平成 16 /15	120	47	77	57	61
16/14	101	42	77	63	65
工場数					
平成 16	1	1	5	9	16
15	1	3	5	9	18

最近3年間の地区別製造状況



2. 缶型別製造状況（実箱）

缶型	年 度	平成 16	平成 15	平成 14	16/15	16/14
		箱	箱	箱	%	%
1/06		131,023	200,637	248,903	65	53
2/24		46,690	74,499	61,148	63	76
M3/24		61,986	118,694	102,057	52	61
4/24		241,737	458,336	381,363	53	63
5/24		156,117	229,610	200,507	68	78
その他		70,748	79,235	63,354	89	112
実箱計		708,301	1,161,011	1,057,332	61	67
換算計		555,274	906,889	858,544	61	65

※5/48は、5/24に含む。

3. みかん缶詰の在庫量（平成 17 年 7 月末調査）

国産品の消化状況並びに在庫数

製造並びに在庫状況から推定した消化状況（7 月末）は次の通り。

年 度	製造数	流出数	在庫数	流出率	在庫率
	千箱	千箱	千箱	%	%
平成 8	1,376	767	609	55.7	44.3
9	1,798	1,187	610	66.0	33.9
10	1,141	845	296	74.1	25.9
11	1,543	949	594	61.5	38.5
12	917	480	438	52.3	47.8
13	889	541	348	60.9	39.1
14	859	564	295	65.7	34.3
15	907	562	345	62.0	38.0
16	555	331	224	59.6	40.4

4. みかん缶詰の国内供給量の推移

単位：5 号缶×48 缶

年 度	供給量			供給比率	
	国産品	輸入品	計	国産品	輸入品
	千箱	千箱	千箱	%	%
平成 1	5,632	38	5,670	99.3	0.7
2	4,093	332	4,425	92.5	7.5
3	4,715	1,240	5,955	79.2	20.8
4	4,200	689	4,889	85.9	14.1
5	3,040	1,128	4,168	72.9	27.1
6	1,755	3,474	5,229	33.6	66.4
7	2,984	2,994	5,978	50.0	50.0
8	1,415	2,264	3,679	38.5	61.5
9	1,885	2,679	4,564	41.3	58.7
10	1,184	4,168	5,352	22.1	77.9
11	1,692	5,498	7,190	23.5	76.5
12	967	4,128	5,095	19.0	81.0
13	923	3,592	4,515	20.4	79.6
14	900	3,781	4,681	19.2	80.8
15	943	4,156	5,099	18.5	81.5
16	580	3,306	3,886		

注) 数量中にはホール品、ブローケン品等を含む。

輸入品は 11 月から翌年 10 月までの累計（財務省通関統計）

16 年度の輸入品は平成 17 年 7 月までの数量

5. みかん缶詰の輸入動向

平成 17 年 7 月の財務省通関統計によるとミカン缶詰の輸入数量は、406 千箱（前年対比 90%）となっている。累計では 3,306 千箱（同 104%）と増加している。

平成 16 年輸入数量（単位：5/48 換算）

年/月	中 国 箱 数	スペイン 箱 数	合 計	前年同時期		合 計
				中 国	スペイン	
16 年/11 月	200,648	3,588	204,236	222,704	4,577	227,281
12	166,158	4,457	170,615	228,169	5,060	233,229
17 年/ 1 月	255,068	5,403	260,471	293,552	8,576	302,128
2	306,902	1,040	307,942	228,169	5,060	233,229
3	402,816	6,913	409,729	344,746	8,334	353,080
4	571,606	8,791	580,397	504,575	6,179	510,754
5	499,936	889	500,825	450,040	5,437	455,477
6	457,360	5,208	462,568	388,903	10,667	399,570
7	403,508	5,500	409,008	451,706	4,815	456,521
8			—	416,527	5,934	422,461
9			—	311,844	5,177	317,021
10			—	243,577	1,411	244,988
累 計	3,264,002	41,789	3,305,791	4,084,512	71,227	4,155,739
前年対比	104.9%	71.2%	104.2%			

業務日誌より

イラクにおける自衛隊の人道復興支援活動について

— 近畿支部 —

9月29日（木）当協会近畿支部では、大阪府食品卸同業会との共催で、太閤園ガーデンホールにおいて午後3時より研修会を開催した。当日は講師に防衛庁第35普通科連隊長太田清彦氏を講師にお迎えして「イラクにおける自衛隊の人道復興支援活動について」と題するご講演を頂いた。講師は昨年、日本の第5次イラク復興支援群長として、その重責を全うし十分な成果を挙げられ、日本の威信高揚に貢献された方であり、現地の緊迫した状況と自衛隊の人道復興支援活動の内容が良く認識できた研修会となった。

終了後懇親の場に移り午後6時過ぎに閉会した。

アスベスト問題の対応について

— アスベスト問題連絡協議会 —

最近、大きな社会問題になっております、アスベスト問題につきまして9月8日（木）（財）食品産業センターの主催により、アスベスト問題連絡協議会が開催され、農林水産省等関係省庁がアスベストに関する情報開示を行い適切なる対応を行うべく、状況と対応について説明が

ありました。この問題は特に労働衛生問題が主要事項であります。建築物（事務所、店舗、倉庫等）に吹き付けのアスベストが使用されている場合においてどのようにしたら良いか等具体的内容についてのわかりやすい情報もありましたので、以下に掲載します。尚、このアスベストに関する関係主要法令・通知等は厚生労働省、国土交通省のHPに掲載がありますので詳細をご覧ください。

政府は、アスベスト問題に関する関係閣僚会議を開催し、本問題への当面の対応について協議し8月26日に概要、次のような対応方針を示した。

- ・被害の拡大防止：建築物の解体時の飛散予防措置。製造・新規使用等の早期の全面禁止等。
- ・国民の不安への対応：健康被害の状況の国民への情報提供。健康相談窓口の開設等。
- ・過去の被害への対応：労災補償制度等の周知。労災補償を受けずに死亡した労働者、家族、周辺住民への対応（救済のための新たな法的措置を講じる<次期通常国会に法案提出を目指す>。対象者については隙間を生じないような仕組みとする。給付内容、給付の財源、実施主体等については、引き続き検討する）。
- ・過去の対応への検証：政府の過去の対応について検証を行い、取りまとめは公表。
- ・実態把握の強化：建築物の吹き付けアスベストの使用実態調査等。

以上の政府対応方針を受けて農林水産省は9月8日、総合食料局産業企画課長、食品産業振興課長、消費流通課長名で関係団体、企業に対して次のような対応協力、依頼の通知を行った。

平成17年9月8日

農林水産省総合食料局食品産業企画課長
食品産業振興課長
消費流通課長

アスベスト問題への対応について

日頃から、農林水産行政の推進に当たり、ご協力をいただき誠にありがとうございます。さて、アスベストによる健康障害については、アスベスト含有製品を製造し、又は取り扱う作業に従事した方々等に、肺がん、中皮腫等が多数発生していることから、社会的な問題となっています。

政府としても、去る7月29日に関係閣僚会議を開催し、被害の拡大防止、国民の不安への対応、実態把握の強化等を決定したところです。

各団体・企業におかれましては、以下の対応の徹底をお願いいたします。

- 1 健康障害防止対策への適切な対応
- 2 健康障害の情報を把握した場合の速やかな情報開示
- 3 アスベストに関する重要情報（製造機器や建築物への使用、過去も含めた健康障害の状況等）の行政当局への速やかな連絡

連絡先：

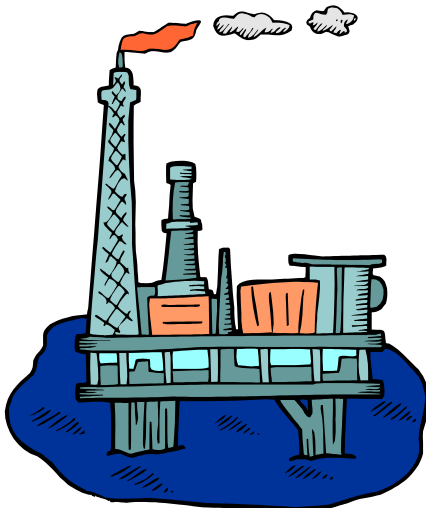
食品産業振興課 総務班 山田
TEL 03-3502-8111（内線5663）
03-3502-8267（夜間直通）
FAX 03-3502-0614

原油価格の高騰について

—企業・団体連絡協議会—

10月5日（水）に開催された、食品産業センター主催の企業・団体協議会において農林水産省大臣官房藤本環境政策課長から、原油問題に関する閣僚打ち合わせの資料を基に、現状の原油高騰について報告があった。我々業界にとっては繁忙期に向かって輸送コストの増加等大変気がかりな問題なので、以下に要点を掲載します。

- ・現在の原油価格は、中国を始めとする世界の石油需要の増大、OPECの原油生産余力の低下、米国を中心とした精製設備能力の不足等の構造的要因に、投機的な動きが加わり、高い水準で推移している。こうした傾向は、今後とも相当な期間、継続する見込み。
- ・原油価格の高騰が我が国の産業に与える影響に関する調査を実施したが、大企業については、総じて特に影響が深刻化している状況は見られないが、中小企業においては、一部の業種を中心に約6割の企業が収益を圧迫され、9割近くの企業において価格転嫁が困難となっている状況。
- ・現在の原油価格の動向は、基本的には、世界のエネルギー市場における構造的要因によってもたらされたものである。したがって、現在の状況に対しては、新しいエネルギー価格体系の下で、省エネの推進、石油以外のエネルギーへの転換を、事業者支援などを通じて加速し、日本の経済・産業を原油価格高騰等のリスクに対して強靱な体質に転換していくことが基本。他方、一部の業種では大きな影響が出始めていることから、石油の安定的供給確保に万全を期しつつ、きめ細かく、関係府省と密接に協力し対応する。また、中小企業についてもきめ細かな対応体制を整備する。



大規模小売業告示の説明会

—公正取引問題対応W・G—

公正取引委員会は、大規模小売業者による優越的地位の濫用行為を効果的に規制するため、昭和 29 年に制定した「百貨店業における特定の不公正な取引方法」（旧告示）を見直し、納入取引の実態に即した取引上の地位の不当利用を規制する新たなルールとして「大規模小売業者による特定の不公正な取引方法」（新告示）を指定し、（日食協会報 Vol.140 に内容全文記載）いよいよ平成 17 年 11 月から施行されることになった。この新告示は約 50 年ぶりの改正であり、不公正な取引方法、禁止行為の内容については、当協会が当局に対し永年要請、要望してきたことが大幅に採用され、ようやく結実したものと評価しています。当協会の今年度の事業活動として公正取引問題対応ワーキンググループを設け、この新告示の内容を精査し業界に周知徹底、啓蒙普及すべく活動を行っておりますが、その活動の一環として、10 月 6 日（木）午後 2 時から東京証券会館会議室において、この新告示をまとめられた公正取引委員会経済取引局取引部企業取引課課長粕淵功氏を招いて説明会を開催した。この問題については会員の皆さんの関心も高く遠方からの参加者も含め約 70 名が参加した。これからは国際化に向けて契約社会を志向し、最初取引条件をきちんと明確化することが重要であることをあらためて認識した説明会であった。尚、公正取引委員会では新告示の内容を徹底すべく、積極的に説明会の対応をしておりますので各支部等で説明会を企画される場合は当協会事務局にご連絡下さい。



大規模小売業告示説明会

解説される公正取引委員会経済取引局 企業取引課 課長 粕淵 功氏

外食における原産地表示に関するガイドラインについて

—農林水産省総合食料局—

農林水産省総合食料局より、外食事業者が原材料の原産地を表示する際の指針として「外食における原産地表示に関するガイドライン」がとりまとめられ、傘下会員に周知徹底されたいとのことでありますので、ここに掲載しますのでご参考にして下さい。